

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、 定期予防接種を受けることができなかつた方へ (こどもの定期予防接種対象)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、規定の接種時期に定期接種ができなかつた場合は、定期の対象期間外であっても、定期予防接種として接種していただくことができます。詳しくは、神戸市保健所保健課(下記)までご相談ください。

■ 対象となる方

神戸市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、接種のための受診による新型コロナウイルス感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、「**特別の事情**」があつて定期接種の対象期間に予防接種を受けることができなかつた方、ただし、その「**特別の事情**」がなくなつた日から起算して、2年以内とする。

また、「**特別の事情**」が生じた日は、原則令和2年3月1日(兵庫県内新型コロナウイルス感染症発生日)以降とする。

(なお、BCGは4歳未満、小児肺炎球菌は6歳未満、Hibは10歳未満、四種混合は15歳未満の方。ロタウイルスは対象外)

※定期接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものです。特に乳児の予防接種を延期すると感染症に罹患するリスクが高い状態となります。基本的には規定の接種時期に接種をお願いします。

■ 申請の流れ(必ず接種前にお手続きください)

1. 申請書の記入

- ①申請書上部の必要事項は、申請者をご記入ください。
- ②申請書下部「接種医記入欄」(太枠内)は、接種予定の医療機関に記入をご依頼ください。医療機関において文書作成費用が発生した場合は、自己負担となります。

2. 郵送による申請

次の書類を神戸市保健所保健課(下記)まで送付ください。

- 必要事項及び接種医記入欄が記載された申請書
- 母子健康手帳の予防接種の記録欄(全てのページ)の写し



3. 審査及び結果の通知

ご提出いただいた書類をもとに神戸市で審査のうえ、後日、結果を書面でお知らせします。認められた予防接種については、接種に必要な書類も送付しますので、お手元に届いた書類を医療機関に持参のうえ、予防接種を受けてください。

● 注意事項 ●

- ・定期予防接種の対象期間を過ぎた予防接種を申請してください。
- ・申請の前に接種すると、公費助成を受けることができませんので、必ず接種前に申請してください。
- ・書面でのお知らせは、接種医への確認等により申請書受理後1か月程度要する場合がありますので、ご了承ください。

【問合せ・申請書の提出先】

神戸市保健所保健課 予防接種担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL 322-6788